

軽費老人ホーム（A型）蔵王やすらぎの里 重要事項説明書

当施設は老人福祉法で定められた
軽費老人ホーム（A型）です。

目 次

1. 施 設
2. ご利用施設の概要
3. 職員の配置状況
4. 利用料金
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. 緊急時における対応について
7. 事故発生時の対応について
8. 非常災害時における対応について
9. 高齢者虐待防止について
10. 身体拘束禁止及び人権擁護について
11. 秘密保持について
12. 個人情報の保護について
13. 苦情及び個人情報の保管の受付について
14. 連帯保証人の設定
15. サービスの利用に関する留意事項
16. 損害賠償について
17. 契約の終了について
18. 協力医療機関
19. その他

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 妙光福社会 |
| (2) 法人所在地 | 山形県山形市蔵王上野字南坂920番地 |
| (3) 電話番号 | 023-688-6266 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 柳生 法雄 |
| (5) 設立年月日 | 昭和59年9月27日 |

2. ご利用施設の概要

- | | |
|----------------|---|
| (1) 施設の種類 | 軽費老人ホーム(A型) |
| (2) 施設の目的 | 社会福祉法人妙光福社会が運営する軽費老人ホーム(A型)蔵王やすらぎの里は、「山形市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」の趣旨に従い、利用者が施設において安心して生き生きと明るい日常生活を送れるように支援することを目的とする。 |
| (3) 施設の名称 | 蔵王やすらぎの里 |
| (4) 施設の所在地 | 山形県山形市蔵王上野920番地 |
| (5) 電話番号 | 023-688-6266 |
| (6) 施設長(管理者)氏名 | 柳生 法雄 |
| (7) 施設の運営方針 | 施設は、「山形市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、地域や利用者の家庭との結びつきを重視して、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努め、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、利用者の処遇に万全を期することを運営方針とする。 |
| (8) 開設年月日 | 昭和60年4月1日 |
| (9) 利用定員 | 50人 |

3. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して、サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 *職員の配置については、配置基準を遵守しています。

職 種	定められた 職員配置	職 員 数	職務内容
1. 施設長	1	1	施設及び職員の管理を行います。
2. 主任介護員	1	1	利用者サービスの管理及び職員の育成を行います。
3. 生活相談員	1	1	職員の育成及び利用者の生活相談に応じ、社会生活に必要な支援を行います。
4. 看護師	1	1	健康管理を行い、必要に応じ主治医等との連携を図ります。
5. 介護員	3	3	日常生活の自立支援を行います。
6. 栄養士	1	1	栄養管理及び献立の作成を行います。
7. 事務員	2	2	経理、庶務の業務を行います。
8. 嘱託医（非常勤）	(1)	(1)	健康管理及び保健衛生の指導を行います。
計	10 (1)	10 (1)	

4. 利用料金

蔵王やすらぎの里利用料は山形市で定める額とし次のとおりとします。

- (1) 1人1か月当りの基本料は、別表の階層区分に応じた額とします。
- (2) 11月から3月まで別表の冬期加算額に応じた暖房費を徴収させていただきます。
- (3) 契約者(利用者)の居室の電気料金は、毎月、月末に検針し翌月10日に利用料金と合わせて請求させていただきます。
電気料金・・・基本料金660円＋単価23円×使用量(kwh)
- (4) その他の費用についても利用料金と合わせて請求させていただきます。
 - ①軽井沢クリニックの医療費・・・前々月分
 - ②けやき薬局の医療費・・・・・・・・前々月分
 - ③訪問歯科の医療費・・・・・・・・前々月分
 - ④レンタルシーツ利用料・・・前々月分
 - ⑤内泊者等の利用料等・・・・・・・・前月分

*利用料金のお支払方法は、毎月15日に口座振替させていただきます。
振替口座は、きらやか銀行を指定させていただき口座引落の際、1サービスにつき50円(+税)の手数料をご契約者にご負担させていただきます。

*口座振替ができない場合は、下記の口座へお振込いただきます。

きらやか銀行 桜田支店	普通預金 口座番号 022927
	社会福祉法人 妙光福祉会
	蔵王やすらぎの里
	施設長 柳生 法雄

(5)その他

○契約解除日まで居室の明渡しのための補修が出来ない場合は、補修の完了した月までの利用料金をお支払いいただきます。

○利用料等の返納について(給食費返納)

疾病等の理由により医療機関等に入院した場合、給食費として利用料の一部を返納します。

但し、3日以内の入院等については、その適用を除外します。

給食費返納については、1日900円を入院に要した日数を乗じた額とします。(入退院日を除く)

返納方法は、翌月15日に利用料金請求に合わせて返金させていただきます。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

(1) 食事

- ・ 当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の食事は食堂にて摂っていただくことを原則としています。

(食事時間)	朝食	7 : 30 ~	9 : 30
	昼食	12 : 00 ~	14 : 00
	夕食	17 : 30 ~	19 : 30

- ・ 来場者の個人的な食事は、朝食300円・昼食500円・夕食450円を別途いただきます。

(2) 入浴

- ・ 入浴は、毎日ご利用できるように以下のとおり、準備しております。

(入浴時間)	男性	15 : 00 ~	21 : 00
	女性	14 : 00 ~	21 : 00

- ・ ご契約者に対する個別の入浴介助は原則として行いません。但し、介護を必要とする状態となった場合は、介護保険をはじめ各種の居宅介護サービス等による介助入浴を受けることができるよう迅速な対応に努めます。入浴介助に必要な費用は、利用者負担となります。

(3) 健康管理

- ・ 健康管理のため、毎月看護員が血圧測定、体重測定を行い疾病の予防に努めます。自己測定の可能な方はご自身で測定し申告いただきます。
- ・ 入院をされた場合は、看護員が定期的に面会等を行います。

(4) 施設独自のサービスの概要と利用料金

- ① 施設のマイクロバスを運行し、市内までの送迎サービス、スーパーへのショッピングの送迎サービスを無料で行います。
- ② レクリエーション・余暇活動
ご契約者の希望により参加していただくことができます。
利用料金：材料代等の実費をいただく場合もあります。
- ③ 別途追加サービス（一時的な生活支援）
施設において一時的に自立した生活に支障があり、家族対応が困難もしくは外部サービス支援が困難な場合、サービスメニューの契約により別に定めるサービスを提供します。

6. 緊急時における対応について

- (1) 当施設は、契約者の体調や健康管理等について、医師及び看護師と常日頃より緊密に連携をとり、緊急時の速やかな対応に努めます。
- (2) 当施設では、契約者の状態に急変が生じた場合、嘱託医及び医療機関、連帯保証人等と連携の上、速やかに対応します。

7. 事故発生時の対応について

- (1) 当施設では、事故が発生した場合、速やかに連帯保証人及び山形市に連絡を行い、必要な措置を講じます。
- (2) 当施設において、施設の責任により生じた事故については、施設がその責任を負うものとし、契約者及び連帯保証人等と相談の上、対処させていただきます。
- (3) 当施設では、事故発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じます。

8. 非常災害時における対応について

- (1) 当施設では、非常災害が発生した場合、関係機関に通知し関係機関と連携をとり、必要な措置を講じます。
- (2) 当施設では、災害が発生した場合でも、可能な限り契約者の生命・身体・生活環境等の安全の確保に努めます。

9. 高齢者虐待防止について

- (1) 当施設では、ご契約者への虐待防止のため、高齢者虐待防止法に基づいた対応を致します。
- (2) 当施設では、虐待の発生またその再発を防止するために必要な措置を講じます。

10. 身体拘束禁止及び人権擁護について

- (1) 当施設では、緊急やむを得ない場合を除き、ご契約者の身体拘束及び行動を制限する行為は行いません。
また、ご契約者の人権を擁護するために関係機関との連携や精神・身体・財産の保全に努めます。
- (2) 当施設では、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じます。

1 1. 秘密保持について

- (1) 当施設では、業務上で知り得た契約者又はその家族の秘密については、契約者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 当施設は、文書により契約者又はその家族の同意を得た場合には、医療機関又は介護サービスを受ける際の関係機関との連絡調整その他必要な範囲内で同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

1 2. 個人情報の保護について

- (1) 当施設は、契約者及びその家族の個人情報の収集については、利用目的の達成の最低限度において行い、法令の定めに基づく場合以外はその都度、契約者の同意を得たうえで提供します。
- (2) 当施設は、契約者及びその家族の個人情報については、適切に保管します。
- (3) 当施設は、契約者及びその家族の個人情報について当初の目的を達成し法で定められている保管期間を超えた場合は、速やかに、外部漏洩しないよう適切に廃棄します。

1 3. 個人情報の保管及び苦情の受付について

- (1) 当施設におけるお問合せ、苦情および個人情報の保管についての受付当施設における専用窓口は以下の担当で受け付けます。
 - ・苦情受付窓口（担当者） 主任介護員 長岡 明美
 - ・受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

1 4. 連帯保証人の設定

契約者は、契約者の家族等から1名をあらかじめ連帯保証人を定めていただきます。連帯保証人は、契約者の身元の保証、身元引受人の役割、契約者の金銭に関するこれらのすべての事項について連帯責任を負うものとします。なお、連帯保証債務により連帯保証人が負う保証債務の限度額は金100万円とします。（民法第465条の2、個人根保証契約の極度額の設定により）

1 5. サービスの利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- (1) 持ち込みの制限
ご利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。
ロウソク・線香・その他、喫煙以外で火気に類するもの
- (2) 面会
面会時間 9：00～17：00
*来訪者は、必ず事務所に備え付けの面会簿にご記入ください。
- (3) 施設・設備の使用上の注意
居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められた場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご契約者のプライバシーなどの保護について、十分な配慮を行います。
○全館禁煙となっております。
- (4) 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- (5) ハラスメント(パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等)行為をしないで下さい。例えば事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・過剰な福祉サービスの要求・誹謗中傷等。
- (6) サービス利用中に、職員や他の利用者等の写真や動画、録音等を無断でSNS等に掲載しないで下さい。

16. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご契約者に生じた損害については、施設がその損害を保証します。

守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

17. 契約の終了について

以下の事項に該当する場合には、契約を解除することが出来ます。

- (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第27条参照)
契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の30日前までに退所届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 施設の運営規程の変更に同意できない場合
 - ② 施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
 - ③ 施設もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (2) 施設からの契約解除の申し出 (契約書第28条参照)
- 以下の事項に該当する場合には、契約を解除させていただくことがあります。
- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (3) 居室の明け渡し及び原状回復について (契約書第32条)
- 退所による居室の明け渡しについては、退所日までに原状に復していただきます。
- 居室の原状回復 (畳・ふすま・障子・網戸・便座・照明器具の交換・ハウスクリーニング等) の費用については、ご契約者又は連帯保証人の負担となります。

18. 協力医療機関

利用者の医療的処遇を円滑に行うため次の協力医療機関を定めています。

嘱託医

住 所 上山市軽井沢2-3-29
医 院 名 軽井沢クリニック (妹尾 和克)
診療科目 内科・外科

協力病院

住 所 山形市桜町7-44
医 院 名 社会医療法人 松柏会 至誠堂総合病院
診療科目 内科・外科・小児外科・産婦人科・眼科・耳鼻科
皮膚科・麻酔科・呼吸器科・胃腸科

19. その他

やまがた介護事業者認証評価制度における認証。
(令和7年3月1日認証更新)

令和 年 月 日

軽費老人ホーム（A型）蔵王やすらぎの里のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

軽費老人ホーム（A型） 蔵王やすらぎの里
職 名 氏 名 印

私は、本書面に基づいて、軽費老人ホーム（A型）蔵王やすらぎの里のサービスの提供について事業者から重要事項の説明を受けました。

利 用 者
住 所 〒 ー
氏 名 印

連帯保証人
住 所 〒 ー
氏 名 印

(続柄)